

資産運用による老後の準備

# 確定拠出年金制度

日本証券業協会

2016年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(改正DC法)により、確定拠

	企業型DC	iDeCo(個人型DC)
対象者	従業員	①自営業者など ②企業年金非採用企業の従業員 ※拡充される予定(後述の2.(3)参照)
拠出者	事業主 ※従業員が拠出を上乗せできる場合あり(マッチング拠出)	本人 ※事業主が拠出を上乗せできる場合が新たに認められる予定(後述の2.(1)①参照)
運用者	本人	
運用商品	株式、投資信託、債券、銀行預金、生命保険など	
拠出限度額	他の企業年金の有無によって異なる ●あり:年間66万円 ●なし:年間33万円 ※マッチング拠出は考慮せず	対象者によって異なる ①自営業者など:年間81.6万円 ②企業年金非採用企業の従業員:年間27.6万円など
払出制限	原則60歳まで払出不可	

(注)厚生労働省HPから一部追記

出年金(DC: Defined Contribution Plan)と呼ばれることもあり、が事業主と加入者にとつて、より使い勝手のよい制度となります。

本稿では、まず、確定拠出年金の制度内容を説明し、その後、改正DC法のポイントを解説します。

## 1 確定拠出年金制度とは

### (1) 制度の特徴…自らの判断で資産運用

確定拠出年金は、毎月決まった金額を拠出し、自らの判断で資産運用を行うことで老後に向けた資金を蓄えていく制度です。将来受け取る給付の金額が運用の結果によって左右されますので、自己責任型の制度ともいえます。

この制度には「企業型確定拠出年金(企業型DC)」と「個人型確定拠出年金(個人型DC)」の2つのタイプがあります(図を参照)。

なお、本年9月16日に個人型確定拠出年金の愛称が「iDeCo(イデコ)」に決定しましたので、本稿でも個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記します。

### (2) 制度の魅力と留意点…税金面での優遇措置と柔軟な運用

確定拠出年金では、運用のために拠出する掛金は所得控除の対象となるほか、運用中に得た収益は課税されずに全額を再投資に回すことができるなど、税金面での優遇措置が設けられています。

また、ライフプランにあわせた柔軟な運用を行うことができるのも魅力の一つです。たとえば、運用商品については運営管理機関から提示された商品の中から加入者が自由に決めることができ、その後の商品変更も可能です。

なお、運営管理機関とは、加入者からの運用指示の取りまとめや運用商品の提供などを行う金融機関(銀行、証券会社、保険会社など)、コンサルティング会社などを指します。

ただし、留意点もあります。老後に得られる受給額は運用の結果によって決まりますので、最後まで受給額が確定しないほか、想定したとおりの受給額とならない可能性もあります。また、60歳までは原則として中途解約ができません。

## 2 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(改正DC法)のポイント

次に、改正DC法の内容に移ります

が、ここではポイントのみを解説します。詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/>

また、改正内容により施行日が異なるので注意が必要です。

### (1) 企業年金の普及・拡大に向けての措置

#### ① 中小企業向けの取り組み…簡易型DC制度・小規模事業主掛金納付制度の創設

中小企業における企業年金の実施割合が低下傾向にある一方、厚生年金基金制度の見直しにより、多くの中小企業において受皿が必要とされています。

このような状況に鑑み、従業員が100人以下の企業を対象に、「簡易型DC制度」が創設されます(公布から2年以内に施行)。これにより、企業型DCの設立に必要な書類を半分以下に省略できるほか、行政関係の手続きを運営管理機関に委託できるようになります。

また、同じく従業員が100人以下の企業を対象に「小規模事業主掛金納付制度」が創設されます(公布から2年以内に施行)。これにより、iDeCo